

中野区教育委員会会議録

平成29年第13回定例会

平成29年5月12日

中野区教育委員会

平成29年第13回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年5月12日（金曜日）

開会 午後0時00分

閉会 午後0時10分

○場所

中野区立江古田小学校

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 久保 敬右

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

0人

○議事日程

[議決事件]

- (1) 第16号議案 平成30年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準について
- (2) 第17号議案 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定

○議事経過

午後0時00分開会

田辺教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第13回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第16号議案「平成30年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準について」を上程します。

初めに担当より説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第16号議案につきまして、ご説明させていただきます。

まず、提案理由としましては、平成30年度から使用する区立小学校教科用図書の採択基準等を定める必要があるからでございます。

過日行われました教育委員会におきましてご協議をいただきました。その中で特に、採択基準の(2)基礎的・基本的な学習や発展的な学習に応えられる教科書という部分について、ご意見をいただきましたので、このように修正させていただきました。その他につきましては、資料のとおりとなります。説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

前回の議論にもありましたが、今回の採択基準は道徳だけではなく、全体のものではないのでしょうか。

指導室長

前回の協議でも話題となりましたが、今まで教科等で採択基準を定めてまいりましたが、道徳も網羅する形で、包括的な採択基準として提案しております。

田辺教育長

ほかにごございますか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 16 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件、第 17 号議案「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定」を上程いたします。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

(以下、非公開)

(平成 29 年第 21 回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

田辺教育長

それでは、担当より議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第 17 号議案につきまして、説明させていただきます。

まず、提案理由としましては、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員を決定する必要があるからでございます。

中野区立小学校教科用図書の採択に関する規則に基づきまして、学識経験者 2 名、区立小学校の校長及び副校長 2 名、区立小学校の教諭 2 名、過日抽選させていただきました区立小学校に在籍する児童の保護者 2 名、公募による区民 2 名でございます。

それぞれにつきまして、同規則第 7 条の資格条項の確認がとれております。この方々に今年度の教科用図書選定調査委員をお願いするものでございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

資格条項について、再度、詳しく説明していただけますか。

指導室長

第7条では、教科用図書の発行事業を行う者及びその従業員並びにこれらの配偶者及び3親等以内の親族等について排除しているところでございます。その他の規定につきましても、直接的に関わりのないことを確認しております。仮に今後そのような事態が発覚するようなことがあったらただちに対応しますが、それぞれについて確認がとれているところでございます。

田辺教育長

ほかの方、いかがでしょうか。

小林委員

参考までに聞かせていただきたいのですが、委員会は何回くらい開かれるのでしょうか。

指導室長

一種の教科書を選定するということを踏まえまして、2回を予定しております。1回目に趣旨や今後の方向についてご説明し、それぞれ調査分析し、2回目で協議を図り、その後、教育委員会に委員長が報告するように考えております。

田辺教育長

ほかに質疑はございますか。

なければ質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、教育委員会第13回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午後0時10分閉会